

令和8年度 就学援助費受給申請手続きについて

【丸森町教育委員会事務局】

【提出書類】

- 1 申請書
ボールペン等（鉛筆不可）で記入してください。
- 2 収入の分かる書類
同一生計世帯で収入のある方全員の令和7年1月から12月までの収入が分かる書類（源泉徴収票、確定申告書、給与明細書、年金証明、児童扶養手当証書など）の写しを必ず提出してください。
- 3 同意書
同意者（保護者）及び児童生徒の氏名・住所等を記入してください。（鉛筆での記入不可）

【提出期限】

随時受け付けています。

※令和8年2月25日（水）まで提出した方が受給認定となった場合、認定日は令和8年4月1日となります。

※年度途中で申請し受給認定となった場合、受給額が認定日以降の月割計算となる項目がありますので、御注意ください。

【提出方法】

教育委員会事務局または学校に直接提出してください。

※郵送する場合は下記の住所にお送りください。

【その他】

- ・申請内容について、地区の民生委員が調査にお伺いすることがあります。
- ・就学援助は、保護者が支出した費用を補てんするための制度であり、学校納付金等を免除するものではありません。学校納付金は、保護者において指定期限までに全額お支払いください。
- ・就学援助費の金額は毎年見直しがあり変更されることがあります。
- ・申請書とあわせて提出する源泉徴収票等、収入の分かる書類を基に収入額調査を実施し就学援助費受給者の認定を行います。
- ・認否の通知および今後の支給事務については、すべて学校長を通して行うこととなりますので承知願います。
- ・申請内容が事実と違うことが判明した場合、認定を取り消すこともあります。
- ・丸森町外に居住しており区域外就学を行っている場合は、事前に連絡願います。

【この件に関する問い合わせ先】

丸森町教育委員会事務局学校教育課
〒981-2192 丸森町字鳥屋 120 番地
電話 0224 - 72 - 3035